

届出に関する Q&A

Q 届出の開始日はいつからですか。

A 計画を公表したとき（平成 30 年 3 月 30 日）からです。

Q 各誘導区域はどこで確認できますか？

A 青森市のホームページに掲載しています。

区域の詳細については、市役所都市政策課の窓口等でのお知らせを予定しています。

Q 届出書や必要書類等はどこで入手できますか？

A 青森市のホームページからダウンロードができます。

また、市役所都市政策課の窓口でも配布しています。

【青森市ホームページ】

ホーム > 市政情報 > 青森市のまちづくり > 計画・方針・ビジョン > 青森市の都市計画 > 立地適正化計画 > 立地適正化計画の届出制度

Q 立地適正化計画区域外（都市計画区域外）については、届出は必要ですか？

A 必要ありません。

Q 届出対象区域と対象外の区域の両方を含めた敷地の場合、届出は必要ですか？

A 敷地の一部でも届出対象区域になっている場合は届出の対象となります。

Q 複合施設において、一部に誘導施設を含む場合は対象となるのですか？

A 一部でも誘導施設を有する場合は対象となります。

Q 着手する日の 30 日前とはいつですか。

A 工事着手予定日の 30 日前です。

Q 着手する日の 30 日前に提出が必要となっていますが、平成 30 年 4 月中に工事に着手する場合、計画公表前ですが、届出が必要ですか。

A 計画公表後、すみやかに届出をお願いします。

Q 開発許可申請や確認申請の提出の前後関係はどのようにすればよいですか？

A 法的な前後関係の定めはありませんが、届出制度は、開発行為等を事前に市が把握し、（誘導区域へと誘導するための）国の支援等の情報提供などを行うためのものですので、開発許可申請や確認申請等に先立ち届出をお願いします。

Q 届出に係る事項に変更が生じた場合はどのようにすればよいですか？

A 変更に係る行為に着手する 30 日前までに所定の様式により届出をお願いします。